

令和3年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第6号）

令和3年3月16日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第4号 瑞穂市地域振興券支払基金条例の制定について
- 日程第3 議案第9号 瑞穂市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第13号 令和2年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第14号 令和2年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第15号 令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第19号 令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第20号 令和3年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第9 議案第21号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計予算
- 日程第10 議案第22号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第11 議案第23号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第12 議案第24号 市道路線の認定について（その3）
- 日程第13 議案第25号 市道路線の廃止について
- 日程第14 議案第5号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第6号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第7号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第8号 瑞穂市国民健康保険条例及び瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第11号 令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第12号 令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第17号 令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第18号 令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第22 議案第3号 瑞穂市第2次総合計画後期基本計画の策定について
- 日程第23 議案第10号 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第24 議案第16号 令和3年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第26 発委第1号 瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第27 議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件
- 日程第28 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第28までの各事件

追加日程第1 発議第2号 議案第21号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計予算に対する付帯  
決議

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 渕 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤 四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
企 画 部 長	山 本 康 義	総 務 部 長	久 野 秋 広
市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	棚 橋 正 則	健 康 福 祉 部 長	平 塚 直 樹
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	調 整 監	宇 野 真 也
環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博	教 育 次 長	広 瀬 進 一
会 計 管 理 者	清 水 千 尋	監 査 委 員 長 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	宇 野 伸 二
書 記	松 山 詔 子		

## 開議の宣告

○議長（庄田昭人君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

本日、市長から議案第26号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第12号）の議案が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 議案第4号から日程第13 議案第25号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第2、議案第4号瑞穂市地域振興券支払基金条例の制定についてから日程第13、議案第25号市道路線の廃止についてまでを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 広瀬武雄君。

○産業建設委員長（広瀬武雄君） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、産業建設委員会の委員長報告を行わせていただきます。

議席番号15番 広瀬武雄でございます。

ただいま一括議題となりました12議案につきまして、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

産業建設委員会は、3月4日午前9時30分から、菓南庁舎3の2の会議室で開催いたしました。6名全員の委員が出席し、執行部からは市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点を絞って御報告申し上げます。

初めに、議案第4号瑞穂市地域振興券支払基金条例の制定についてを審査いたしました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、基金の原資は何かとの質疑に対し、各課で予算化している一般会計の報償費等を基金へ振り替えたものであるとの答弁を受け、この制度を継続していくならば基金を最初に積むべきではないかとの質疑に対し、一般会計で既

に予算化されている補助金等を基金に振り替えるもので、新たに振興券のために補助金等を増額し一般会計を膨らませるということではないとの答弁がありました。

また、地方自治法第236条第1項に消滅期間は5年とあり、民法第167条第1項の私債の消滅期間は10年とある。この地域振興券は、どちらに該当するのか。また、時効の中断・停止は認められるのかとの質疑に対し、今回の地域振興券は、地方自治法第236条第1項の消滅期間5年を適用している。時効の中断・停止ということではなく、換金の期限をもって基金から一般会計に戻す考えであるとの答弁がありました。

また、券の有効期限はとの質疑に対し、令和3年度発行の地域振興券の有効期限は全て令和4年9月末まで、期間は1年6か月程度であるとの答弁がありました。

また、地域振興券を活用するに当たって、市内店舗の募集はとの質疑に対し、令和3年10月の開始までに市内店舗を募集するとの答弁を受け、市内業者が新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊しているのを考慮してほしいとの意見がありました。

また、地域振興券の換金方法についてはとの質疑に対し、店舗は月単位程度で使用された地域振興券をまとめ、支給請求書とともに市に提出する。市はそれに基づき代金を支払うとの答弁を受け、小さな店舗ほど地域振興券が使用される枚数が少なく、少ない枚数での請求を何度もしなければならない。しかし、現金が早く必要になるとも思われるので、換金・請求などの手続を店舗に配慮した形で検討してもらえないかとの質疑に対し、今後検討していきたいとの答弁がありました。

また、「基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定める」とあるがとの質疑に対し、想定していない事項が出てきた場合は別に定めていくとの答弁を受け、必要な事項を定めた場合は委員会に報告してほしいとの意見に対し、実施要綱に基金の管理に関し必要な事項を定めており、今後はそれに基づいて運用をしていくが、新たに定めた場合は委員会に報告していきたいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第9号瑞穂市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、国の道路構造令では、第11条第3項の条文は「2メートル以上とするものとする」となっているが、この条例では以降にただし書がある。これは瑞穂市独自で追加しているものかとの質疑に対し、岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例を参酌しており、市独自の規定であるとの答弁がありました。

また、設計速度が60キロ以上の対象となる市道はあるのかとの質疑に対し、市に対象の道路はないとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第13号令和2年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第14号令和2年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第15号令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）及び議案第19号令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の4議案を審査しましたが、これらにつきましては報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第20号令和3年度瑞穂市水道事業会計予算を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、令和3年度水道事業の利益はどのように求めたらよいかとの質疑に対し、税込みの純利益は事業収益から事業費を差し引くと求めることができる。税抜きの収益的収支の当期純利益であれば、キャッシュフロー計算書に明示のとおりであるとの答弁がありました。

また、水道管の耐震化の進捗状況はどの質疑に対し、市内の水道管は約320キロメートルあり、耐震化率は令和元年度末で6.4%であるとの答弁を受け、耐震化されている水道管は、特に重要な幹線を中心に整備されているのかとの質疑に対し、平成28年度から耐震性能がある水道管を順次拡張や改良工事で布設している。今年度からは経営戦略を立て、重要給水施設9か所を選定し、重点的に布設しているとの答弁を受け、大きな地震が起きた場合に断水とならないような補強を早急に、また断水した場合の対策をお願いしたいとの要望がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第21号令和3年度瑞穂市下水道事業会計予算を審査しました。

執行部からは補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、他会計負担金及び補助金は一般会計からの繰入れかとの質疑に対し、一般会計からの繰入金であるとの答弁を受け、この部分を除くとマイナスになるのか。純粋な下水道事業の収支はどのように捉えたらよいのかとの質疑に対し、他会計からの補助金・負担金がないと収益的収入及び支出の予算は成立しない。他会計負担金は、総務省からの通知に基づき算定した金額であり、基準内については一般会計で負担してもよい。下水道事業会計への繰入れには、公費負担分と私費負担分があり、当市は分流式を取っているため、汚水は原則受益者負担となるが、繰入れ基準額や雨水分は公費負担となり、一般会計からの繰入れとなる。

なお、元利償還金の42%程度は交付税に算入されるとの答弁がありました。

また、牛牧字起証田の土地3万6,237平米を3億300万で購入する予算を計上しているが、この妥当性はどの質疑に対し、現在土地の鑑定を行っているが、予算は4年ほど前に国土交通省が牛牧排水機場の土地を購入した時の単価を参考とし、概算で計算しているとの答弁がありました。

また、処理場用地の地権者は全体で何名で何筆か、また同意を得ているのは何名かとの質疑に対し、昨年末に全ての地権者と用地の境界立会いを行った。該当者は20名、該当の筆は44筆

で、2名5筆が未確実な状況ですが、2名には理解を得られるように努力していくとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

この後、議案第22号から議案第25号までの審査に入る前に、令和3年度当初予算における主要工事場所を含め、現場視察を行いました。

視察後、議案第22号市道路線の認定について（その1）から議案第24号市道路線の認定について（その3）までの3議案を審査しましたが、これらについては報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第25号市道路線の廃止についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、市道認定の有無によって街路灯の設置に影響があるのかとの質疑に対し、赤道などは認定されていなくても市で管理している道路であるため設置可能である。しかし、位置指定道路など市で管理していない道路には設置しないとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

その他の項目で、新たに市道認定された開発事業による道路について、市道に接続する部分の工事に不具合がないか執行部より写真等の資料提供及び説明を受け、問題ないことを確認いたしました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和3年3月16日、産業建設委員会委員長 広瀬武雄。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第4号瑞穂市地域振興券支払基金条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号5番 関谷守彦です。

ただいまより、議長に発言の許可をいただきましたので、議案第4号瑞穂市地域振興券支払基金条例の制定について、委員長にお尋ねしたいと思います。

今回、提案されているのは基金条例というものであります。しかし、この基金の前提になる地域振興券事業がどのような形になるかが大きな問題ではないかと思っておりますけれども、この地域振興券事業について、どのような補助金が対象になり、どの程度の金額が事業規模として予定されているのか、そのような議論はありましたか。お答え願います。よろしく願います。

○議長（庄田昭人君） 産業建設委員長 広瀬武雄君。

○産業建設委員長（広瀬武雄君） ただいまの関谷議員の質問にお答えいたしますが、そのような詳細な内容につきましては審査されなかったというか、意見も出なかったというようなことで、大変質問者には申し訳ないのですが、回答にならない回答かも分かりませんが、そのようなことをごさいました。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

今回、議案第4号瑞穂市地域振興券支払基金条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

私は、地域振興券事業そのものについて反対するという立場ではありません。しかし、今回の基金条例の提案につきましては、もう少し熟慮され、方向性が定まってから提出されても十分に間に合う、そういった条例ではなかったでしょうか。

この事業に関する実施要綱案を当然つくられていると思いますけれども、それが資料として出されていないがために、前提となる事業内容が十分理解し切れなく、なかなか討議が煮詰まっていけない、そんなところがあったと思います。

まず、この事業をやるに当たり、メリット、デメリット、これをしっかりと考えていく必要があるのではないのでしょうか。

この事業のメリットは、当然、事業目的である地域経済の活性化と消費喚起にあります。それに対し、デメリットとしては、これまで現金で支給してきたものが使用範囲が限定される、あるいは利用できる期限が限られる、そういった不利益を被るといったことがあると思います。

つまり、地域振興券、地域振興ということと個人の権利の侵害、その程度をある意味では比較考慮をして考えていく、そういった必要があると思いますけれども、そういった部分についての検討がなされたかどうか、非常に不確かだと私は思っております。

聞くところによりますと、対象事業の総額は500万程度、敬老祝い金、エコポイントカードなどが対象として上がっているというふうに聞いております。エコポイントカードについて言えば、これまでごみ袋、あるいは図書券などと交換をしていたわけでありますので、これが地域振興券に移ったとしてもそんなに違和感はない、そんなふうに思います。むしろ、ある意味

では自由度が増す、そんなふうにも思われます。

しかし、敬老祝い金、これは今回の対象事業の多くの部分を占めているというふうには聞きまますけれども、88歳の方、99歳の方にお祝い金を贈る、99歳の方にはお祝い金10万円ということになっております。これを地域振興券で渡す。これが果たして妥当なのか、適切なのか、少し疑問を感じるところであります。

つまり、1個ずつの事業について本当にこれがいいのかどうか。そういったこともしっかりと市民的な意見も聞いて考えていく必要があるのではないか、そんなふうを考えます。

そして、さらに今回、さきほど500万程度の事業規模と言いましたけれども、今回計上されている予算額、この資料について112万1,000円、これが今回の予算に計上されております。そのうち、需用費が89万6,000円、恐らくこれが地域振興券の印刷費ではないかと思えますけれども、500万に対して結構な割合になってくると思います。しかも、この地域振興券を印刷できる業者というのは瑞穂市内にはいない。ほかの他市町の業者さんをお願いしなければならない。また、当然振興券は偽造防止とかいろいろありますので、振興券1枚1枚に通番を付して管理する、そういったシステムなども必要になってくると思います。事務作業は確実に従来よりも増えることは間違いないと思います。

また、あえて消滅時効5年という長期の管理まで予定されている。考えてみれば、有効期限の例えば半年以内に期限を切るとかいうことも十分考えられたわけですけれども、そこら辺もまだ十分考慮する余地があるのではないかと。

こういったことをいろいろ考えますと、費用に見合った効果が得られているのかどうか。そこが、ちょっと慎重な審議をしっかりとしなくてはいけないのではないかと、そんなふうに思います。

そして、当然取扱い店舗について、先ほど委員長報告でもありましたけれども、これから募集をするというわけですが、かきりん振興券では176店舗がホームページによれば、載っております。これまで、現在地域振興券を行っている山県市などを見ますと、308店舗が登録されていると。どのぐらいの店舗がベストかということは、当然総額との関係もありますけれども、そこら辺をどう考えていくのかということでもあります。

こういったことをいろいろ考えますと、私としては今回の基金条例、その基になる地域振興券事業をしっかりと慎重に検討し、その後で今後の議会の中で改めて基金条例というものを制定すれば、これは十分に間に合うものではなかったか。ここで基金条例を先に先行させてしまえば、必然的に地域振興券事業そのものがもうそのまま行ってしまうということになりますので、そういったことで今回、時期尚早ということで、この議案については反対をさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。



○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて、採決システムを使用し、賛成または反対ボタンを押していただくようお願いいたします。

これから、議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第9号瑞穂市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第13号令和2年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第14号令和2年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第15号令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第19号令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第20号令和3年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行い

ます。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第21号令和3年度瑞穂市下水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

議案第21号令和3年度瑞穂市下水道事業会計予算について、反対の討論を行います。

今回、最終処分場の建設予定地を取得するため、土地取得費3億300万円が計上されております。第1期工事対象地域での説明会が終了していない、あるいは処理場建設予定地である地元の自治会との合意がまだなされていない中で、今回予算計上をされる必要があったのか。合意ができた段階で補正予算を組めばよいのではないかという立場から、総括質疑もさせていただきました。

このまま予算が通れば、何らかの事情で説明会ができなかった、あるいは地元合意がない状況でも用地取得ができることになりかねません。

したがって、本議案には反対とさせていただきます。以上です。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 改めまして、おはようございます。

議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております令和3年度瑞穂市下水道事業会計予算案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

非常に重たい決断をいたしました。瑞穂市公共下水道瑞穂処理区の最終処理場を建設する用地を取得する予算が計上された議案でございます。最終処理場の用地取得の予算を認めていくということは、今後40年、370億円をかけて整備する公共下水道事業を認めていくということでございます。

賛成いたします理由について申し上げます。

最も重要なことは、瑞穂市が発展をしていくための未来への投資であるということと判断したということでございます。370億円の下水道事業を過剰な経費と見るか、未来への投資と見るか、ここに大きな違いがあると思います。

私は、この議案の採決に当たり、下水道担当部局、総務部局、そして企画部局と面談をし、今まで懸念していた部分を確認してまいりました。

瑞穂市は、県下でも一、二を争う人口の増加しているまちです。国道21号線、JR穂積駅があり交通の要所であり、長良川と揖斐川に挟まれた圏域15万人の中心地として発展する余地が十分あると考えております。

全国的には人口が減少し、社会構造が変化し、税収の見通しも減少していく閉塞感がある日本において、我が瑞穂市においては、この下水道のインフラを整備していくことによって、転入者、そして定住者の利便性が上がり、人口が増えていく可能性があると思います。そういった移転・転入者を呼び込んでいく、この15万人の中心となっていく、そういったまちを目指していく。そういったことをまち・ひと・しごと総合戦略のほうで、瑞穂市も2040年には5万8,000人になっていると。そして、2045年には5万7,000人を維持していくという計画を立てています。

その戦略に基づいて、この公共下水道を整備することによって、今市街地で空いている土地もまだまだたくさんある状況であります。そこに瑞穂市以外のところから転入していただき、この瑞穂市がますます発展していく、そういう明るい未来への投資だというふうに私は判断し、こ

の議案について賛成をしていくという決断をいたしました。

議員の皆様、そして市民の皆様、そういった明るい豊かな瑞穂市の未来を考えて、この議案には賛成の同意をいただきたいと思いますと思っております。

以上で、私からの賛成討論とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 休憩の動議を提出させていただきます。附帯決議のほうを提出させていただきますので、休憩を求めます。

○議長（庄田昭人君） ただいま動議の発言があり、休憩を求めるということではありますが、附帯決議の提出のための休憩ということでもありますので受理いたします。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時42分

再開 午前10時47分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 追加日程第1 発議第2号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） ただいま馬淵ひろし君ほか2名から、発議第2号議案第21号令和3年度瑞穂市下水道事業会計予算に対する付帯決議の動議が提出されました。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいま議長より、提案趣旨の説明を求められましたので、これから発議第2号議案第21号令和3年度瑞穂市下水道事業会計予算に対する付帯決議についての趣旨説明をさせていただきます。

ます。

発議者は私、そして賛成者、若園五朗議員、そして賛成者、森清一議員から御賛同いただきまして提出をさせていただいたものでございます。

この提出に当たりましては、産業建設委員会委員長、広瀬武雄委員長にお世話になりまして、産業建設委員会の皆様にもお集まりをいただきまして、委員の皆様にも御同意をいただいて、提出をさせていただいた経緯のものでございます。

そして、この提出の理由につきましては、瑞穂市議会として、機関の意思を表明しようとする目的・理由でございます。

附帯決議の内容につきましては、お手元の資料を基に趣旨の説明をさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

議案第21号令和3年度瑞穂市下水道事業会計予算に対する付帯決議。

まちづくり基本条例第8条には、「市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実な執行及び運営を行い、協働によるまちづくりを推進します。」と規定されています。また、同条例第2条第5項には、協働とは、「地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民、市議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組むこと」と規定されています。

また、議案第21号令和3年度瑞穂市下水道事業会計において、令和3年度瑞穂市下水道事業会計予算実施計画、資本的収入及び支出、支出（款）1資本的支出（項）1建設改良費（目）3固定資産購入費3億300万3,000円は、取得する資産、土地、名称、瑞穂市牛牧字起証田、3万6,237平米の瑞穂市公共下水道瑞穂処理区の下水処理場を建設するために取得する土地である。

下水処理場建設用地の土地の取得については、下水道事業計画の執行に当たり、重要な事柄であります。瑞穂市公共下水道事業全体計画の市民説明会から約9年が経過しており、市民の下水道計画に対する理解の醸成、合意の形成が十分であるとは言えない。

そこで、以下の事項について予算執行に当たっては十分留意されるよう強く要望する。

記1. 瑞穂市まちづくり基本条例にのっとり、市民に瑞穂市公共下水道事業全体計画を十分に説明し、市民の合意を図ることに鋭意努めること。

以上を提出の趣旨説明と代えさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） これにて提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時01分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。発議第2号は会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 3番 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 議席番号3番、無所属の会、若原達夫でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより、重なる部分もあるかと思いますが、執行部の前で改めて、馬淵議員に附帯決議について意見をお尋ねしたい、そのように思っております。

この附帯決議に関しましては、前回の一般質問の中で、矢野水道部長が答弁の中で、コロナ禍ではありますが、市民と前向きに話し合いを進めてきている、そして今後も市民との合意を図るため、前向きに説明していくと答弁されています。附帯決議が、予算執行に当たって市民合意を図ることとしていますが、改めて市民との合意がなければこの予算の執行をできないのか。その点についてお尋ねします。また、改めてこの附帯決議を出されたその意図について、馬淵議員にお尋ねをしたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいま若原議員のほうから御質問をいただきました。

今までも、市の執行部は説明会等を開き、理解をしていただくように努めているということをございまして、この決議を出すのは、何かそれを後押しするのかというお話でございましたが、1点目ですね。そちらにつきましては、私自身も市の執行部がこの計画を理解していただくために説明会というものの開催を打診し、開催をしていこうとしているということ。ただ、地元の方の御参加はなかなかいただけなかったりして、開催ができてこなかったという経緯もございまして。それを補完するために戸別訪問だとか、例えば疑問に思われる方からの質問に真摯に答えていただいているとは思っております。

ですので、この附帯決議を出すということは、十分に説明をして市民の合意を図ることに鋭意努めることとさせていただいておりますが、引き続き、いまだそういった手法を用いて御説明しても、なかなか御納得いただけないところもありまして、改めて、処理場近くの住民の方とか、また市全体ですね。その方だけに限りません、市全体がこの計画に理解をいただ



かないと接続率というものに影響してまいりますので、ぜひこの計画を理解いただいて、市民の方には下水道につないでいただいて、御協力いただきたいということでございまして、こちらの意見はそのとおりです。

この意図につきましては、そういった財政面を心配する市民の方の声、そして最終処理場が自分のところの近くに建てられるという不安の声、そういったものを受けて、私も質疑を通して、そういったこと不安の払拭のために説明を私自身も聞き、執行部からも説明をいただいたということでございますので、御理解をいただければというふうに思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決します。

附帯決議案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立全員です。したがって、附帯決議案は可決されました。

これより、議案第22号市道路線の認定について（その1）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第23号市道路線の認定について（その2）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第24号市道路線の認定について（その3）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第25号市道路線の廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第5号から日程第21 議案第18号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第14、議案第5号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから日程第21、議案第18号令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 松野藤四郎君。

○文教厚生委員長（松野藤四郎君） 議席番号17番、文教厚生委員会の松野でございます。

ただいま一括議題となりました8議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、3月5日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長及び所管の部課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第5号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、新旧対照表を見ると瑞穂市生活支援・介護予防体制整備推進会議がなくなっているが、今回の条例改正の目的とは関係ないと解釈してよいかとの質疑に対し、今まで開催した事実がないので、今回の条例改正を機に削除するものであるとの答弁がありました。

また、成年後見制度は、例えば家庭裁判所で後見人を選任される時、どのような方が選任されるのかとの質疑に対し、受任者の調整については、地域ケア会議に専門職の方が見えるので、そこで調整することになるとの答弁がありました。

また、病気の方や介護が必要な方、認知症の方がこの制度を使うことになれば、後見人が相続や生前贈与などを行うことができるのかとの質疑に対し、成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度がある。自分の判断能力が十分ある段階で将来の不安がある方は、成年後見制度の任意後見制度を利用し、「将来自分の判断能力が不十分になった際には、この人を成年後見人とする」という届出をする方法もあるとの答弁がありました。

また、後見人の変更はできないようになってきているのかとの質疑に対し、成年後見人の不正を防ぐために、成年後見監督人が家庭裁判所から任命されており、監督人が不正があると判断した場合は、成年後見人を変更することもあるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第6号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、オンライン資格確認が開始されることに伴い、健康保険証に記載の被保険者の記号・番号を個人単位化にすると厚生労働省の資料で確認したが、その対応はどのようにしているのかとの質疑に対し、現在の番号に個人単位の2桁の番号が付記されることになる。オンライン資格確認のメリットの一つは、医療機関で直ちに資格の確認を行うことができ、ミスが解消されることが大きな点である。オンライン資格確認は、この3月から運用開始となるが、国は令和5年3月をゴールにしている。市としても3月から運用できるように準備を進めているが、医療機関の体制が整っていないと従来どおりの方法になるとの答弁を受け、瑞穂市内の医療機関は進んできているのかとの質疑に対し、瑞穂市内の医療機関は、まだそこまで進んでいないと認識している。読み込むためのシステムを改良する必要があり、国からの補助金があるが満額の補助ではない。コロナ禍もあり、医療機

関も経営が厳しい。このオンライン資格確認で過誤請求を防げることがメリットであるが、そこに関して困っていなければ、システム導入に対してのメリットが見いだせないかもしれない。医療機関のシステム導入については、医師会のほうからの通知があれば進んでいくのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、今後保険証は廃止され、マイナンバーカードのみでの運用になっていくのかとの質疑に対し、これからの国の動向次第である。ただ、マイナンバーカードの活用として、保険証の機能があるということは間違いない。しかし、マイナンバーカードの普及は、全国的にもまだ25%程度であり、さらにマイナンバーカードを保険証として使うために申請が必要になるため、まだまだ時間がかかると考えられるとの答弁を受け、当面は本人の選択の意思だと理解してよいのかとの質疑に対し、本人と医療機関の対応次第になってくる。診察券でもよいという医療機関やマイナンバーカードでの対応がまだできていないという医療機関も出てくるため、当面は両立が続くと考えられるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第7号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について及び議案第8号瑞穂市国民健康保険条例及び瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これらの2議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第11号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、歳入の9款諸収入の一般被保険者延滞金が増額補正されているが、その原因や対策はどの質疑に対し、本来は納期限までに納めてもらえば発生しない延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて加算されてしまうので、納期限までに納めてもらえるよう努めていきたいとの答弁を受け、コロナ禍の影響はあるのかとの質疑に対し、コロナ対策として令和2年2月の納期限の保険税から減免制度を行ってきた。また、猶予制度も設けて行った。できる範囲のことで対応してきたと思っているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第12号令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第17号令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、歳出の2款保険給付費の4項の1目出産育児一時金は2,520万円を予算計上されているが、何件の申請があると想定しているのかと

の質疑に対し、1人42万円の給付で、令和3年度は60人を見込んでいる。前年度は、過去で一番多い平成27年度の75人をベースに72人を見込んでいた。今年度はコロナの影響があり、支給件数は少なくなると見ている。この財源については、3分の2は一般会計から繰り出され、地方交付税措置される。実績によって不足する場合は、増額補正をさせていただくことになるとの答弁がありました。

また、予算概要のシート2の一般管理費の人件費で、前年度と比較して764万円ほど減額になっているが、その理由はとの質疑に対し、人件費については、予算書の166ページに給料及び職員手当の状況の記載があるが、医療保険課の国民健康保険事業に係る職員の平均年齢は、令和2年1月1日現在で34.4歳、令和3年1月1日現在では32.8歳となっており、前年に比べて若くなっている。その関係で平均給与額も下がっているとの答弁を受け、4月からの組織改革により、人件費が下がっている部分もあるのかとの質疑に対し、当初の人件費については、前年度の人数で計上されている。組織改革により、4月からの債権管理室の新設や国民健康保険の賦課の移管で医療保険課の人数が減ると思うが、その部分については9月に補正がされると思うとの答弁がありました。

また、事務の効率化、コスト削減のために組織改革をされると聞いているが、総額として変わってきているのかとの質疑に対し、組織改革に伴い、1款の総務費、2項の徴税費を今回収納事業費と賦課徴収費とに分けたが、その2つを合わせたとしても前年度より52万8,000円の減となっている。また、オンライン資格確認システムの関連で、1款の総務費、1項の総務管理費の中で、新規として上げた資格管理費であるが、それを合わせても総務費は前年度よりも減少となっており、前年度よりも大きく増額となったものはないと認識しているとの答弁を受け、資格管理費はオンライン化に伴って必要になってくる経費だと捉えてよいかとの質疑に対し、今までは一般管理費の中に含まれていたものだが、今回の組織改革に伴って、保険証関係の経費については資格管理費として分けさせてもらったとの答弁がありました。

また、今回保険税の引下げについては評価しているが、基金そのものを活用していない。他市に比べ多く積み立てていると思うので、今後の保険税の引下げや保険税の減免などの取組に活用していくことはできないかとの質疑に対し、活用できるところはしていきたいと思っているが、国民健康保険事業が都道府県化されたことにより、近い将来、保険税が県下統一される。瑞穂市独自の事業をする際には、基金を活用していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第18号令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を審査しました。

本案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和3年3月16日、文教厚生委員会委

員長 松野藤四郎。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第5号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 御着席ください。

起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第6号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第7号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第8号瑞穂市国民健康保険条例及び瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第11号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第12号令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第17号令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第18号令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第3号から日程第24 議案第16号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第22、議案第3号瑞穂市第2次総合計画後期基本計画の策定についてから日程第24、議案第16号令和3年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。  
総務委員長 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） 議席番号10番、総務委員会の今木啓一郎です。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました3議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、3月8日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長及び所管の部課長を、また一般会計当初予算等のため当委員会所管以外の教育長、各部長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第3号瑞穂市第2次総合計画後期基本計画の策定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、SDGsは今後10年間で達成する目標だが、後期計画の5年間で達成できるのかとの質疑に対し、後期計画の5年間でもSDGsについて各目標を設定しているが、引き続き第3次総合計画に継承しようと考えている。SDGsについては、市民、民間企業、行政とで協議会をつくり、議論を行っている。今後は、市内の先進的な企業から意見をもらったり、学識経験者の意見も聞きながら進めていきたいとの答弁がありました。

また、防災訓練等参加者の指標は昨年実績の10倍となっているが根拠はどの質疑に対し、これまでは各自治会や小学校区単位などを中心に防災訓練などを行ってきたが、今後は各避難所単位での避難訓練や避難所設営訓練などを充実させるために、避難所ごとに避難所運営協議会の設立を進め、組織体自体が訓練など企画・運営をし進めていけるような体制にしていくことで増加を図っていく。なお、市の総合防災訓練では、防災協定を締結している自衛隊などとの

連携訓練を企画しているとの答弁がありました。

また、認知症サポーター数は、令和12年には9,500人の目標でかなりの人数が講習を受けることとなっているが、定期的に受講を促しスキルアップしていくような講習も必要だと考えるがどうかとの質疑に対し、小・中学校での養成講座や地域の老人クラブ等で組み入れられたことにより受講者は多くなってきたが、定期的という面では再講習などの案内ができていなかった。今後はさらに認知症サポーターを増やし、認知症への理解を深めていくため、様々なところで講習を行っていききたいとの答弁がありました。

また、市ボランティアセンターへの登録者数が令和12年の目標で2,200人とあるが、少ないと感じる。自発的なボランティア活動の意識を高めるためにどのように進めていくのかとの質疑に対し、庁舎内でアダプトプログラムの検討を行っている。アダプトプログラムとは、市民と行政が協働で進める新しいまちの美化プログラムである。ただ、難しいことを要求するのではなく、ごみ拾いや草刈りなど手軽なところから始めていきたい。継続的なボランティア活動を支えるため保険の適用なども検討し、さらに活動自体を露出させ、活動をしていない方々にも見えるような形で進めていきたいとの答弁がありました。

また、市の高齢者見守り体制についてはとの質疑に対し、高齢者の見守りについては、民生委員等の高齢者世帯への定期的な訪問等がある。今年度開始した事業では、認知症の方など登録された方が徘徊した場合、警察等と連携を取り、発見につなげる事業を行っている。牛牧校区では、地区社協の立ち上げを検討しており、校区での見守り体制を始めつつある。市では、地域の課題を地域が自ら考え、主体となって活動していくことを支援しているとの答弁がありました。

また、青色回転灯防犯パトロール活動を今後増やしていくようだが、朝日大学のボランティアについて募集は行っているのかとの質疑に対し、青パトは巢南・穂積庁舎それぞれ1台ずつ配車されており、生津校区では個人グループで活動をしている。朝日大学生が行っている防犯活動グループの「めぐる」においては、月1回程度、青パトに同乗してもらっているとの答弁を受け、青パト活動で犯罪が減った実績はあるのかとの質疑に対し、犯罪件数が減っているかは分からないが、県警のメールなどで声かけ事案等を把握した場合などは、事案のあった場所や駅付近、過去に事案のあった場所等も含めて市内巡回を行っているとの答弁がありました。

また、生津校区で青パト活動をしている方は車が配車されているのかとの質疑に対し、生津小学校PTAの方たちで構成されたグループが登録されており、メンバーの自家用車を警察に登録された上で活動されているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第10号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）を審査しました。

本案について、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、意見の報告

はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、令和2年度はコロナの影響で税収が落ちるという見込みだったが、今回歳入予算の補正で市税が市民税、軽自動車税、市たばこ税を合わせて、5,770万6,000円増額になっているが、どのような理由かとの質疑に対し、市税は税収の徴収見込みの実績に基づいて、予算との差額分を増額しているとの答弁がありました。

また、補正予算書の第4表 地方債補正に減収補填債の限度額8,160万円が計上されているが、限度額はどのように決まったのかとの質疑に対し、減収補填債とは、基準財政収入額と実際に市に入る見込みの税収額との差額分を起債できるもので、今回地方消費税交付金5,970万、市町村たばこ税1,590万、地方揮発油譲与税600万、合計8,160万円が見込みより収入が減るため、減収補填債を発行することになったとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第16号令和3年度瑞穂市一般会計予算を審査しました。

本案について、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、意見の報告はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員からは、歳入の市民税の部分で、個人・法人税ともにコロナの影響がなかったと思われる令和元年度と比較すると税収は大きく下がっている。今年度から来年度に向けてもっと厳しくなると思うが、どのように考えているのかとの質疑に対し、個人市民税に関しては、納税者数が2万4,800人から2万4,900人に100人増える予定でいる。しかし、GDPマイナス4.8%の経済成長率を踏まえた上で、市民税は4.4%減と見込んでいる。また、法人市民税は法人税割が今年度の課税分から全て6%に下がるのを鑑みて、14.8%減と見込んだ。固定資産税については、課税戸数が2万816戸となり、対前年で440戸増える予定だが、評価替えがあるため、減収率は1.4%と見込んでいるとの答弁がありました。

また、瑞穂市独自の財源を確保していかなければならないと思うが、どのように考えているのかとの質疑に対し、ふるさと応援寄附金の新たな記念品の追加、また企業版のふるさと応援寄附金について、現在、県と協議しているところである。さらには、公共施設を利用した公共施設広告事業についても検討しているところであるとの答弁がありました。

また、JR穂積駅周辺整備事業は、どのくらいの規模をイメージして取り組んでいるのかとの質疑に対し、地元の検討委員会を経て、穂積駅北側は区画整理事業を進めていきたいと考えている。また、南側については、既存の道路や今年度取得したJAぎふ穂積支店の土地を活用し、早期に事業効果を発揮できるようなものを考えているとの答弁を受け、穂積駅を使われる市内外の利用者の方の意見は聴取しているのかとの質疑に対し、駅利用者の個別の意見はまだ集約できていないが、ワイワイ会議等の場で意見の聴取を図っているとの答弁がありました。

また、小学校運動場の芝生緑化事業の現状と今後はとの質疑に対し、芝生緑化を導入している学校もあるが、芝生の管理が難しいという理由で導入していない学校もある。学校運営協議会（コミュニティスクール）の中に、グラウンド整備や学校環境整備のグループが生まれてくれば、再度確認した上で、導入できる学校については進めていきたいとの答弁がありました。

また、宿直業務委託料979万7,000円が計上されている。これまで職員で対応していたと思うが、費用対効果についてどのように考えているのかとの質疑に対し、令和2年11月から、宿直業務を外部の警備会社に委託している。特に市民の方からの大きな苦情もなく、また職員からは好評を得ていると考えているとの答弁がありました。

また、新庁舎基本計画等策定支援業務委託料が計上されているが、どのような内容になっているのか。また、市民の声をどのように反映させていくのかとの質疑に対し、現在、新庁舎建設基本構想に挙がっている候補地や防災対策を鑑みて、高台の地域など具体的な建設場所を検討している。また、市民の意見の聴取は検討委員会等で市民に参加していただき集約することを考えているとの答弁がありました。

また、自治会活動振興交付金が計上されているが、どのような内容になっているのかとの質疑に対し、自治会活動振興交付金は申請がある自治会に交付し、人が集まる活動などに活用していただいている。前年度より大幅に増額しているのは、敬老事業や防災訓練等に対する交付金を令和3年度から自治会活動振興交付金の中に含めたため、自治会活動の幅を広げることや自治会長の補助金申請手続の負担を減らす目的であるとの答弁がありました。

また、自主運行バス運行費負担金（4路線）の予算内容はとの質疑に対し、昨年どおり、みずほバスの4路線の分と安八線と大野穂積線の予算である。みずほバスの路線の見直しでは、大月にバス停を増やすことや一部で時刻変更を行ったとの答弁がありました。

また、防犯カメラ設置事業の設置箇所はとの質疑に対し、公園については2年かけて10か所設置しており、令和3年度は彦内公園、天待公園、せせらぎ公園、井場公園、清流みどりの丘公園の5か所に設置するとの答弁がありました。

また、新しく設置される子ども支援課についての事業・予算内容はとの質疑に対し、子ども支援課については、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制で、子ども家庭総合支援拠点事業と子育て世代包括支援センター（母子保健型）事業の2つの事業を主に取り組んでいくとの答弁がありました。

また、常備消防費の内容はとの質疑に対し、予算の大半は岐阜市消防への委託費である。来年度は、瑞穂消防署にある指揮車、ポンプ車を更新するため予算が大きくなっているとの答弁を受け、瑞穂市職員と岐阜市職員の給与は相違していると考えられるが調整しているのかとの質疑に対し、職員については岐阜市に移管されており、人事管理をしてもらっている。身分が統一され岐阜市職員になる際に、岐阜市職員との整合性を取ってもらうようお願いしてあると

の答弁がありました。

また、小・中学校の耐震化はとの質疑に対し、耐震化の工事は終わっており、今後は長寿命化計画に基づいて改築や修繕を計画的に行っていくとの答弁がありました。

また、生活保護扶助費は今後対象者が増えるのかとの質疑に対し、対象者は増えており、高齢の方、病気で働けない方が多くなっているのが要因と考えられるとの答弁がありました。

また、議会費の予算で、旅費と会議記録作成費が減額になっている理由はとの質疑に対し、予算要求において、財務情報課で過去5年間の実績に合わせて予算をお願いしている。今回の旅費、委託料についても過去5年間の数字の高いところを枠配分して議会事務局へ割り当てたとの答弁がありました。

その後、議会事務局長より、昨年11月頃に予算編成方針が示され、議会費についても枠配分があった。査定では、財務情報課から配分枠内にするようにとのことであったが、正・副議長から事前に指示されている金額であるため引き下げることはできないと執行部の減額には応じなかった。しかし、執行部は予算編成権を使用し、議会事務局要求予算額から175万ほど減額された予算で提出されたと経緯の説明がありました。

その後、議員たちが一生懸命考えて行っていることが、予算がなければできないことになるという意見がありました。

その後、休憩を取り、委員会再開後、執行部より資料の提供があり、説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今回の議会費は実績に基づいた予算であるためそのままよいとの意見がありました。

また、そんな厳しい予算の中で、委員会の所管事務調査や特別委員会の部会活動はできるのかとの質疑に対し、議会事務局長より、旅費については今までの視察についても無駄な経費を使用しないように努力しているが、今までの枠から今回105万円の減額であるため、その予算範囲内の視察等となる。また、委託料についても特別委員会が設置されるかどうかなど来年度の議会活動が分からないので、それに見合った活動量の予算を確保したい。予算は1年間で見込める事業量に対して必要な予算額を算定し、それを当初予算で上げるのが基本であると考えている。執行部には予算の編成権があり、予算編成してきた。議会は議決権によって予算の決定権があるので、適切な判断をする必要があると思っていると答弁がありました。

また、委員からは、年度途中の補正や無駄遣いをしてまで新しい年度を迎えるつもりもないので、5年間の実績を考慮した今回の予算でいいと考えているとの意見がありました。

その後、再度休憩を取り、委員会再開後、委員から、議案第16号令和3年度瑞穂市一般会計予算に対する修正案が提出されました。議会活動を行うに当たり、議会費の増額をお願いしたい等の内容の趣旨説明をされました。

修正案の内容は、1款議会費、1項議会費を175万4,000円増額するもので、内訳は8節旅費

を104万8,000円、12節委託料を70万6,000円増額するものです。それに伴い、歳入は18款繰入金、2項基金繰入金、1節財政調整基金繰入金を175万4,000円増額するものです。

その後、質疑はなく、討論が行われ、原案に賛成者から、今回の予算は過去5年の実績の最大額よりも多い予算計上がなされているので問題はないと考えるや、コロナ禍で財政が厳しいことを踏まえた上で議員活動をしっかり行いたいとか、執行部から出てきた予算の範囲内で1年間実施した上で次年度検討する形が望ましいと考えられるとの討論がありました。

その後、採決の結果、修正案は賛成少数で否決されました。

次に、原案について採決を行った結果、全会一致で可決されました。

その後、委員から、「二元代表制の尊重を求める決議」が提出され、質疑・討論なく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

後日、この決議について総務委員の皆さんから、再審査を行いたいとの申出があり、3月15日午前9時より議員会議室にて6名全員の委員の出席の下、総務委員会を開催しました。

まず、再審査するかどうかについて採決をし、再審査をすることに決定しました。再審査を行うこととなったため、「二元代表制の尊重を求める決議」は白紙の状態から審査をやり直すこととなりましたが、提出者より本決議を取り下げたいとの発言があり、採決の結果、全会一致で承認されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和3年3月16日、総務委員会委員長 今木啓一郎。

○議長（庄田昭人君） 議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時30分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第3号瑞穂市第2次総合計画後期基本計画の策定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。



ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第3号瑞穂市第2次総合計画後期基本計画の策定について、反対討論をさせていただきます。

反対理由、大まかなところは3点あります。

市長は所信表明において、新年度の方針として、2040年問題に向け、瑞穂市の成長戦略の柱として、にぎわいをもたらす地方創生、3つの拠点づくり、1つはJRの穂積駅周辺、2つは犀川遊水地、3つ目には中山道大月多目的広場、こういったものを考えていると述べられ、犀川遊水地グリーンインフラ事業について初めて言及をされた、そんなふうに思っております。

私は、総括質疑において、今回の後期基本計画、それとこのグリーンインフラ事業との整合性についてお尋ねをさせていただきました。しかし、正直に申しますと明確なお答えはいただけなかったのではないかと思っております。

ところが、10日の一般質問において、都市整備部長より、その答弁の中に、昨年9月、市長とともに国交省の概算要求書を精査していたところ、災害、あるいはグリーンインフラという語彙が何回も出てきたというようなお話があったと思います。これで私は納得がいったわけでは

ありません。つまり、グリーンインフラ事業と今回の基本計画、基本的には関係のないところでつくられてきたのではないかと。しかし、2040年問題を見据えた瑞穂市の成長戦略という位置づけであれば、基本計画と無関係というわけにはまいりません。3大拠点化構想、あるいはグリーンインフラ事業計画、これを中心とした基本計画を改めて作り直していく必要が本来あるのではないのでしょうか。

2つ目には、財政運営の問題についてであります。

平成30年度をベースにしてシミュレーションした中期財政計画、これは近々公表を検討されるというお話がありました。早期の公表をお願いしたい、そんなふうに思っております。しかし、市民が知りたいのはそういった計画をベースにして、今計画されている、あるいは今後計画されるであろう大型の事業、こういったものが実施された場合、財政的な負担がどうなるのか、こういったことではないのでしょうか。しかし、そういった財政計画、あるいは試算といったものについて、今回の基本計画では作成する予定、これは入っておりません。これでは持続可能な都市経営、こういったものについて疑問を感じるところであります。

3点目について言いますと、行政サービスの情報化推進に関してであります。

計画には、ワンストップサービスで利用できる手続の拡充のためのシステムの見直し、最適化を図る、こういったことが記載されておりました。これ自体はもっともなことだと思います。ところが、今国会で審議されておりますデジタル関連5法案の中で、平井担当大臣は、法案では自治体に対し情報システムの共同化、集約を義務づけているといった認識があるということを示しておられます。つまり、行政システムの統一化を計らうというわけであり

そうしますと、個々の自治体がそれぞれ独自の取組をしようとした場合に制限がかかってしまう可能性が大いにある。現実には、そういった話も聞こえてまいります。地方分権の後退という懸念がこの問題を通して大きくなっているのではないか。これに対し、どう対応していくのか、明確には出されておられません。

また、行政システムの共同化の中で、個人の情報が自分の知らないところで利用されていく、こういったこともあり得ます。忘れられる権利、あるいは情報の自己コントロール権、こういった新しい人権の概念も、今は論議が進みつつある、そんなふうに思います。

こういった人権にどう配慮していくのか、こういったことも今回の計画には明確に述べられていない、そんなふうに思います。

そういった意味におきまして、この以上3点を理由として、今回の瑞穂市第2次総合計画後期基本計画については反対をさせていただきます。以上です。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立多数です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第10号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第16号令和3年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（庄田昭人君） 4番 北川静男君。

○4番（北川静男君） 議席番号4番、無所属の会、北川静男でございます。

ただいま議長の発言の許可をいただき、発言させていただきます。先ほどは大変申し訳ございませんでした。

まず、3点ほど質問させていただきたいんですけれども、令和3年度一般会計予算に対する審議において修正案が出され、反対多数で否決されたとありますが、まずどんな経緯で修正案が出されたのか、お尋ねしたいと思います。そして、確認の意味でお尋ねしますが、どのような修正案であったのか、説明をお願いしたいと思います。それと同時に、175万4,000円が増額されていますが、この財源の根拠はどこから拠出されようとしていたのかもお尋ねしたいと思います。

それから、2番目としまして、執行部からの説明で、議会の予算査定の際の経緯については、どんな説明があったのか教えていただきたいと思います。

3番目といたしまして、執行部は議会の予算である旅費について、どのような根拠に基づいて予算の算定をされたのか、お尋ねしたいと思います。

以上3点、質問させていただきます。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） ただいまいただきました北川議員からの御質問でございますが、一般会計予算のどんな経緯でということですが、本日委員長報告でありましたとおり、多くの質問者がありました。それを受けての提出であったということで、御理解いただけないでしょうか。

また、査定については、その内容については本日の委員長報告の9ページ目になるかと思いますが、内容は1款議会費等々、そこから続くところで詳細に御報告申し上げておりますので、ここでは改めての答弁は控えさせていただきます。

なお、次の執行部からの資料についてということですが、そちらについては過去5年間のものを補正予算額も併せて、実費と併せて5年間のトータルのものを資料として提出されました

ので、それを委員が皆で確認し、協議した結果、本日の委員長報告にあったとおりとなっております。

御理解のほど、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） 執行部は、議会の予算である旅費について、どのような根拠に基づいて予算を算定されたのか、ちょっとそこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） ただいまの北川議員の質問にお答えします。

その内容についてですが、先ほども述べましたように、過去5年間の実績等を踏まえた資料についての説明であり、175万云々というお話については、そこでのことであったと。その資料を基に御説明をいただいたと記憶しております。以上です。

○4番（北川静男君） ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 2番 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） 議席番号2番 藤橋直樹でございます。

議長の許可を得ましたので、ただ一点、質問させていただきます。

私、先日総務委員会のほうを傍聴させていただきました。そのとき、議員の研修費についての問合せというか、疑問があったものですから、教えていただきたいと思います。

そのときに、過去の5年の実績を見せてもらいました。議会議員の研修費、過去5年の実績最大値96万7,000円に33万3,000円を追加し、さらに52万円を上積みして、182万円。事務局職員も同様に、過去5年の実績最大値53万4,000円に80万追加し、さらに36万4,000円を上積みして116万4,000円であり、私は十分であると考えていました。

このコロナ禍の中で、市民目線で考えますと、議会費の増額の修正案に市民に説明できないという意見は出てこなかったのかということをお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） ただいまの藤橋直樹議員からの質問にお答えします。

その件は、本日の総務委員長報告の最終ページにありますとおり、原案に賛成者から、今回の予算は過去5年実績の最大値よりも多い予算計上がなされているので問題はないかという発言がありましたとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

若原さんも藤橋さんもお話をされておるわけですが、予算の関係ですが、要は執行部から予算が提出といますか、出てくるわけですが、この議事録を見ていると議会議務局長がいろいろ答弁しておるわけですね。普通は、執行権者の市長あるいは担当の執行部がするんですけれども、なぜ事務局長がするのか。そこをちょっとお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） ただいまの松野藤四郎議員の質問にお答えします。

事務局長の発言ということでございましたが、質疑の過程において、事務局長からの説明を求める行為がありましたので、その旨で私どもが許可しました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議会の予算の中で、旅費と限るといってお話をされておるわけですが、予算を編成するに当たってはどこを基準にして今年度の予算を立てたのか。委員長、どうでしょうかね、そこら辺は。ちゃんとこの議会の中で予算要求をする前にいろいろ話し合いをされてからこの予算を出されたのか、事務局一任でやってきたのか。その過程をちょっとお願いしたいと思うんですけど。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） ただいまの松野藤四郎議員の質問にお答えします。

予算編成権は執行部にあります。私どもは議決権のみでございますので、その過程を私がどうこう言うことはありません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それはそれで分かるんですけども、予算を要求する場合に議会としてしっかりと吟味してやってきたのかと、ここを聞きたいんですよ。予算は一応、総務委員会が握っていますので、それか全議員に聞いて予算を立てたのか、事務局長一任でやってきたのか、議長あるいは副議長を含めてやってきたのか、確認したいんです。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問にお答えします。

まずもって、他の常任委員会から、それぞれの所管についての御意見もありませんでした。

それで、私たちはその中で慎重審議した結果であると信じておりますし、予算について、事前に云々ということは、私どもの予算編成権ということを考えますといかがなものかと思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 通常、予算要求する場合は、今の5か年の何かという話があったんですけども、これはこれでいいんですけども、予算要求する場合は前年度、あるいはその前の予算要求と実績を見て、それから予算要求するのが当然ではないでしょうか。毎年毎年200万近く、不用額を出しているんですよ。そこら辺をよく検討されて修正案を出してきたのか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） ただいまの松野藤四郎議員の質問にお答えします。

各委員が判断し、提出されるというものであったと私は思いますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ちょっとよく答弁の内容が分かりませんが、例えば平成29年ですと、当初予算でしたのは1億6,401万5,000円。途中で修正をしました。1億6,194万4,000円になりました。最終的に、決算は1億6,043万5,000円ですよ。不用額が150万9,000円。平成30年は、当初は1億6,431万2,000円。途中で補正をし、1億6,229万4,000円。決算では1億6,019万4,038円ということで、不用額が二百九万九千幾らになっています。

平成31年度は、当初の予算が1億6,731万8,000円。途中で補正をし、826万9,000円を減額して、1億5,904万9,000円、決算額が1億5,673万3,000円。同様に、不用額は231万5,000円。こう毎年出てるんですよ。

ですから、予算要求するときは、その実績を見ながら、これは何でできなんだとか、だから不用額が出たとか、そういういろんな要件があると思うんです。そこら辺をしっかりとやりながら予算要求をして今回の修正案が出てきたのか、確認しますけど。できなったら、副委員長でやってもらえばいいよ。

〔発言する者あり〕

○議長（庄田昭人君） ただいま休憩動議の賛成との声もありました。しばらく休憩させていただきます。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時21分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） 先ほどの松野藤四郎議員からの御質問にお答えします。

説明趣旨とかということでしたが、委員会報告書21ページにございますとおり、議会活動を行うに当たり、議会費の増額をお願いしたいとの後、数値の説明をされて、その後、委員による質疑はなく、採決という運びでございます。以上、委員長報告のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は、この修正案が提出され、最終的には否決をされたわけですが、修正案提出に当たっては、今回の予算についていろいろ吟味した結果、175万円増額してほしいという委員長の報告のとおりですけれども、その根拠について、私は毎年毎年、予算要求をし、不用額が出てきましたよと。そういうところをよく検討されて、この事業ができなかった、コロナでできなかった、相手の都合で他市町へ行けなんだ、そういったことで不用額が出たと。そこら辺をよく検討されて、この175万円が出てきたのか。そういった話は委員会の中で行われたのか、確認をしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） ただいまの松野藤四郎議員の質問にお答えします。

その点に関しての質疑、討論は、当委員会ではございませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） そういったお話が委員会では出なかったという答弁ですね。

次に、この二元代表制の尊重を求める決議。これも委員長報告の中にありましたね。これは最初、質疑、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されましたというお話です。

昨日の総務委員会で再審査ということで、委員会が開催され、提出者より本決議を取り下げたいという発言があつて、これを全会一致で承認されたというお話でございます。

この取り下げた理由ですね。それを多分、委員会の中でお話をされたと思いますが、委員長、よろしく申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） 松野藤四郎議員の質問にお答えします。

こちら本日の総務委員会委員長の報告にありますように、取り下げ審査について、3月15日、委員さんのほうの申出があり再審査を行うということになり、そのときのお話で、発議の内容に不適切なところがあり、取り下げたいという旨の提案者からの申出がありました。その後、

その点について、質疑、討論はございません。その後、採決をさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 昨日の委員会の中でそういったお話が出て、取り下げたという話ですね。

文書の中で不備なところがあったということでございますけれども、これは3つの項目があるわけですが、どこが不備だったのか、確認をしたいんですが。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） 松野藤四郎議員の御質問にお答えします。

先ほども申しましたように、委員会においては質疑、討論なく、採決ということになりましたので、その点についてはございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これは、提出者から文書の不備があるということであったと思うんですけども、これは各委員、私も傍聴に行きましたけれども、ただ文書の不備とか、簡単なことで、ふっと終わってしまっているわけですね。その前段でいろいろ話をされて、最終的にまとめて委員会を開いてやられたというふうに思います。

私たちがこの決議を見ていますと、なるほどなあというところもあるわけですが、確認をしたいんですが、どういうところが不備だったのか。委員会の中でどのような話がされたのか、確認をしますけど。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問にお答えします。

先ほど来、重ねてお話ししておりますとおり、再審査において、その後についても、質疑、討論は一切ございませんでしたので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 再審査をしてほしいというのは、どこから出てきたのか。この決議案を出すのは、委員長ですよ。委員長から議長宛てに出して、来るんですけども、最初に出ていったのは、提出者は若園さんですね。若園さんから委員長に来て、最終的に決議は委員長から議長に出て、今回のこの議会に来ておるわけですが、委員長としてはどこが不備だったのか、どのように判断されたのか。誰かの提出者とか委員から、不備があったで取り下げますよという話であったのか、確認をしますけれども。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。



○総務委員長（今木啓一郎君） 松野藤四郎議員の御質問にお答えします。

その件について、私が箇所についてどうこういう問題ではないと判断しますが、本日の委員長報告にありますように、委員の皆様からの再審査をしないと。その中の内容については、私としては判断についてここで御報告するべきではないと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 話は前段に戻ってきますけれども、議会側から予算要求をして、最終的に執行部から出てきましたんですけれども、175万円の増額についてはいろいろと事務局長から委員会で説明をされています。通常ですと、その件については提案者といいますか、執行部からするのが妥当だというふうに考えます。事務局長は議会側です。議会が要求するほうです。その答弁をなぜ事務局長がしたのか。そこら辺は、委員会の委員長として了解をしてお話を承ったのか。確認しますけど。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） ただいまの松野藤四郎議員の質問にお答えします。

先ほどもお話し、お答えしたと思います。質疑の中で、事務局に確認したいということがありましたので、私どもが許可し、内容を確認した次第でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第16号令和3年度瑞穂市一般会計予算についての反対討論を行わせていただきます。

今回の予算について評価できる部分として、私は胃がんリスク検診、乳幼児インフルエンザ予防接種への補助制度の新設、あるいは通話録音装置等設置助成、後見人等費用助成の新設など、各種検診検査、あるいは老人福祉などの充実など、こういったことは非常に評価できるのではないかと考えております。

しかし、問題点も多々あると思っております。先ほども述べさせていただきましたけれども、グリーンインフラ事業、あるいは地域振興券事業など、拙速過ぎる事業が入ってきていると思

います。市民の方をはじめ、様々な観点からよく検討してから予算計上をすべきであったのではないかと。

特に、犀川遊水地グリーンインフラ事業について、市長は自然豊かな良好な水辺空間にスポーツやイベントなどの地方創生の拠点としていきたい、こんなことを述べておられます。このような強い思いを持った事業であれば、たとえ今年度計上された額が調査のための費用として350万円だけだったとしましても、今後大きく膨らんでいく大型事業になる可能性が高いと言わざるを得ません。

また、保育所や学童保育、あるいは下水道事業など、民間主導型の事業計画が現在進められております。もちろん民間事業者さんを否定しているわけではないのですけれども、自治体にとって基幹的な事業について、自治体の公的責任、これを明確にしておく必要があると思います。民間委託をしたら経費が少なくて済むというのは本当なのか。あるいは、もし安くなるのであれば何が原因であるのか冷静に分析をしていく、そういった必要があると思います。企業やNPO法人、学校などを含む市民協働ということと、自治体業務の民間委託とは別物だと私は思っております。自治体の業務を安易に民間化していくこと、これは結果として自治体の力を弱めることになりかねない、そんなふうに思っております。

そして、また今回もマイナンバーカードに関連する予算が計上されております。国の政策であるにも関わらず、瑞穂市も負担を余儀なくされている。普及率が25%に向上したというお話であります。しかし、国挙げての莫大な費用を投入してもこの結果、4分の1のまだ普及しか行っていない。これのためにかけている行政コストを考えると、あまりにも無駄ではないか、そんなふうに思います。

以上の観点から、今回、令和3年度瑞穂市一般会計予算について、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております議案第16号令和3年度瑞穂市一般会計予算に対して、5点の理由により賛成の立場で討論をいたします。

まず1つに、予算編成方針において、予算編成の段階から不要な事業や経費はないか、決算見込みを比較し、過大な予算要求ではないかとし、事業の取捨選択を行っていること。また、事業の運営、企画においては、財源確保の手段をどこに求めるのか、長期的な市の将来像として望ましいかを明確にし、事業の必要性、公益性の説明責任を十分市民に果たせるよう、最少の経費で最大の効果が上がるよう指示をし、財源確保を重視していること。

以上のことから、事業の取捨選択、財源確保を重視し、このまちの明るい未来のために持続可能な予算の計上がされていると認められること。

2つ目に、瑞穂市がさらに魅力的で選ばれるまちとなるために、観光人口、交流人口、さらには関係人口を増加させ、転入者を呼び込み、定住を促進する。人口増加のまちにふさわしい地方創生の拠点である庁舎建設事業、穂積駅周辺整備事業、公共下水道事業、そしてグリーンインフラ事業の大型事業を厳しく財政を運営しながらも、着実に進める予算を計上していること。

3つ目に、民生費において、高齢福祉、障害者福祉の市民ニーズに応える予算が非常に手厚く計上され、市民の生活に寄り添った予算の計上であると言えること。市民の福祉向上を図る民生費においても、その必要性を十分考え、市民ニーズを酌み取った予算計上となっている。

4つ目に、教育費においても、令和3年4月から小・中学生に1人1台タブレットが配付され、運用できる経費も計上されており、将来を担う瑞穂市の子供たちに個別最適化された学びを提供し、実行していく予算計上となっていること。

そして、最後5点目に、議会費においても厳しく審査をされ、議会で十分に検討をした結果、市民の暮らしに寄り添い、厳しい財政運営に配慮をし、減額計上予算を認めていくということになっていること。

全体の予算について、執行部側が提出者として丁寧に議会に説明するという事は、非常に大切なことだと考えております。そのような御説明を会派勉強会だとか、その後の委員会審査などとか、そういったところで丁寧に御説明をいただきましたかということですが、この新年度予算を認めていくという立場、以上5点の理由にて、令和3年度瑞穂市一般会計予算案に賛成をいたします。議員各位におかれましては、趣旨に御賛同いただき、賛成いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立多数です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

〔発言する者あり〕

○議長（庄田昭人君） ただいまの動議について、次に進めさせていただきたい。26号、新しい予算、本日提案されたものの趣旨説明がありまして、そこから休憩に入りますので、その休憩のときにまたその提案をしていくという形をお願いします。

---

日程第25 議案第26号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第25、議案第26号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

これについて、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、1件、追加提案について説明をさせていただきます。

議案第26号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第12号）についてであります。

地方自治法第218条第1項の規定により、議会に提出するもので、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1,974万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ259億604万7,000円とするものであります。

また、繰越明許費を4件の追加と1件を変更し、債務負担行為を1件追加するものであります。

歳出の主なものとしては、衛生費では接種体制確保等業務委託料を5,468万7,000円増額し、ワクチン接種委託料を5,429万1,000円減額するものであります。

商工費では、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金市負担金（第2弾）分として、515万円を増額するものであります。

教育費では、小学校・中学校費の学校管理費や教育振興費を国の感染症対策等の学校教育活動継続支援事業を活用して、新型コロナウイルス対策の衛生用品や学習支援関係の消耗品の購入など、合わせて1,320万円の計上をさせていただきました。

歳入の主なものは、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1,522万7,000円増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を1億5,062万2,000円増額、県支出金として、学校保健特別対策事業県補助金を660万円増額し、財政調整基金などの基金繰入金を1億5,304万6,000円減額するものであります。

以上、1件の追加議案につきまして、概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時48分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議案第26号は会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより、議案第26号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第12号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

議案第26号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第12号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第26 発委第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第26、発委第1号瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 藤橋礼治君。

○議会運営委員長（藤橋礼治君） 議席番号18番 藤橋礼治でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、全国市議会議長会から標準市議会会議規則の一部を改正する通知

がされたことに伴い、瑞穂市議会会議規則の改正を行うものであります。

今回の改正内容は大きく2点あり、議員の議会欠席事由と請願書への押印の廃止であります。

議員の欠席理由については、女性をはじめとする多様な人材の議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席理由として、育児等を明文化するとともに、出産について産前産後の期間に配慮した規定の準備を図りました。

請願者の請願書への押印の廃止については、行政手続等において、原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、議会に対する請願に係る署名・押印の見直しを行うものでございます。

以上であります。議員の皆様の御審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） これで趣旨説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後3時32分

再開 午後3時45分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第27 議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件

○議長（庄田昭人君） 日程第27、議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件を議題とします。

議会基本条例推進特別委員会委員長から、会議規則第168条第2項の規定によって、お手元に配付しましたとおり、研修・予算決算検討部会の設置について及び意見交換・情報発信検討部会の設置についてが提出されました。

これから、研修・予算決算検討部会及び意見交換・情報発信検討部会の設置についてを採決します。

お諮りします。委員長から提出のあったとおり、2つの部会を設置することに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から提出のあったとおり、研修・予算決算検討部会及び意見交換・情報発信検討部会を設置することに決定しました。

これより、研修・予算決算検討部会及び意見交換・情報発信検討部会の部会長及び副部会長の互選を行っていただきたいと思いますので、研修・予算決算検討部会は正副議長室へ、意見交換・情報発信検討部会は第2議員会議室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定を準用し、部会長が互選されるまでは年長の部会員が部会長の職務を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩をいたします。

休憩 午後3時48分

再開 午後4時03分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

研修・予算決算検討部会及び意見交換・情報発信検討部会の部会長及び副部会長が決定しましたので、御報告します。

研修・予算決算検討部会、部会長 杉原克巳君、副部会長 森清一君、意見交換・情報発信検討部会は、部会長 馬淵ひろし君、副部会長は広瀬武雄君、以上のとおりです。

---

## 日程第28 議員派遣について

○議長（庄田昭人君） 日程第28、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。内容については、3件ございます。

議会事務局長より説明いたします。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長に代わりまして、3件説明します。

1件目は、令和3年4月22日に東海市議会議長会主催の議長会議及び表彰式が名古屋市の名古屋東急ホテルで開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、令和3年5月20日に中濃十市議会議長会主催の議長会議及び情報交換会が郡上市

にて開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。

3件目は、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員研修会です。研修所で受講決定された人数により議員を派遣するもので、社会保障制度や財務、予算、防災、議会改革などについて理解を深めていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（庄田昭人君） この件につきましては、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

---

#### 閉会の宣告

○議長（庄田昭人君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第1回瑞穂市議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午後4時06分



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年3月16日

瑞穂市議会 議長 庄田 昭人

議員 藤橋 直樹

議員 若原 達夫